

市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

開発行為に伴い路線を認定する必要性が生じたので、道路法第 8 条第 2 項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定にもとづき、次の路線を市道に認定する。

路 線 名	起 終	点 点	備 考
青 3 2 7 8 号線	青梅市大門 3 丁目 2 6 番 3 8 青梅市大門 3 丁目 2 6 番 4 2		別 記 図 面 表示のとおり

市道路線認定略図



青梅市大門3丁目地内



認定する市道路線

延長

25.02メートル



議案第119号から議案第123号までの付属資料

市道路線の廃止・認定資料

(廃 止)

議案番号	路 線 名	延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 ㎡	道路部面積 ㎡
119	青701号線	7.11	2.73	—	—	—
120	青2269号線	47.24	4.50 ～ 4.80	—	—	—

(認 定)

議案番号	路 線 名	延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 ㎡	道路部面積 ㎡
121	青3277号線	25.04	4.50 ～ 8.75	4.50 ～ 8.75	117.30	117.30
122	青3278号線	25.02	5.00 ～ 7.85	5.00 ～ 7.85	129.27	129.27
123	青3279号線	46.17	5.00 ～ 10.51	5.00 ～ 10.51	267.66	267.66